

○ 第2次千葉県青少年総合プラン 主な施策・担当課一覧

柱	基本目標	基本方策	主な施策	担当課
Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援	1 自己形成支援、健康と安心の確保	① 「日常生活能力」と「学力」の向上、「多様な活動機会」の確保	道徳教育の推進	指導課
			基本的な生活習慣の形成	健康づくり支援課、安全農業推進課、生涯学習課、学校安全保健課
			体力向上	体育課
			確かな学力の向上	指導課
			読書活動の推進	生涯学習課
			体験活動の推進	生涯学習課、指導課、文化財課
			文化芸術活動の推進	県民生活・文化課、文化財課
			環境学習の推進	環境政策課
			消費者教育の推進	生活安全課
			人権教育の推進	健康福祉政策課、指導課
	男女共同参画の推進	男女共同参画課		
	② 健康と安心の確保	心のケアのための相談体制の充実	学事課、児童家庭課、指導課、教職員課、子どもと親のサポートセンター	
		飲酒・喫煙防止	健康づくり支援課、県民生活・文化課、指導課、学校安全保健課、少年課	
		性教育等の充実	疾病対策課、学校安全保健課	
DV予防教育の推進		男女共同参画課		
2 社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労支援	③ 社会形成への参画支援・社会参加の促進	ボランティア活動などへの理解や参加促進	県民生活・文化課、生涯学習課、指導課	
		国際理解・国際交流の促進	国際課、県民生活・文化課、教育政策課、指導課	
	④ 職業能力・意欲の習得／就労等支援の充実	若者の就労支援	雇用労働課、産業人材課	
		キャリア教育の推進	学事課、県立学校改革推進課、生涯学習課、指導課	
		農業・水産業の理解促進	担い手支援課、水産課	
Ⅱ 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護	3 困難な状況ごとの支援	⑤ 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親への支援	いじめ防止対策	学事課、指導課、子どもと親のサポートセンター
			ニート・ひきこもり等困難を抱える子ども・若者に対する支援	障害福祉課、県民生活・文化課、雇用労働課
			不登校への対応	学事課、指導課、子どもと親のサポートセンター
			中途退学の未然防止と高校中退者への支援	学事課、県民生活・文化課、雇用労働課、指導課、子どもと親のサポートセンター

			障害のある子どもへの支援	学事課、障害福祉課、特別支援教育課	
			外国人の子どもへの支援	指導課	
		⑥ 子どもの貧困問題への対応と経済的支援	子どもの貧困対策計画の策定	健康福祉指導課	
			経済的に困難な状況にある子どもとその家族に対する支援	学事課、健康福祉指導課、児童家庭課、財務施設課	
		4 非行・被害防止・保護	⑦ 非行・犯罪防止と立ち直り支援	非行・犯罪防止活動の推進	健康福祉指導課、県民生活・文化課、生活安全総務課、少年課、交通捜査課
				立ち直り支援	少年課
				薬物乱用防止（危険ドラッグ対策を含む）	薬務課、指導課、学校安全保健課、少年課
			⑧ 虐待・犯罪等の被害防止	児童虐待防止対策	児童家庭課
				少年の福祉を害する犯罪への対策	少年課
				犯罪被害に遭った子どもへの対応	少年課
相談体制の充実	児童家庭課、指導課、子どもと親のサポートセンター				
自殺対策	健康づくり支援課、指導課、学校安全保健課				
Ⅲ 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり	5 地域社会の連携の強化	⑨ 家庭・学校・地域の連携	家庭教育への支援	学事課、生涯学習課	
			開かれた学校づくり	県立学校改革推進課、生涯学習課	
			子どもの「居場所」づくりの推進	生涯学習課	
			地域と連携した取組の推進	県民生活・文化課、生涯学習課	
		⑩ 多様な主体による取組と関係機関の機能強化	様々な主体と市民活動団体等との連携・協働の促進	県民生活・文化課	
			困難を抱える子ども・若者支援のための関係機関との連携強化 <再掲>	県民生活・文化課	
			青少年相談員、青少年補導員、青少年育成団体等との連携	県民生活・文化課	
			（公財）千葉県青少年協会との連携・協力	県民生活・文化課	
			民生委員・児童委員との連携・協力	健康福祉指導課、児童家庭課	

6 社会環境 の見直しと整備	⑪ 子どもを守る環境の整備 と情報化社会への対応	子ども・若者にとって 有害な環境の浄化	県民生活・文化課
		スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進	県民生活・文化課、少年課、サイバー犯罪対策課
		情報教育の推進	県民生活・文化課、指導課
		消費者教育の推進 <再掲>	生活安全課
		地域の防犯力向上	生活安全課、学校安全保健課、 子ども女性安全対策課
		犯罪の起こりにくい環境づくり	生活安全課、子ども女性安全対策課
	⑫ 子どもを育てる環境の整備	ワーク・ライフ・バランスの推進	雇用労働課
		女性の活躍促進	男女共同参画課、雇用労働課

○ 子ども・若者ビジョンの基本的な方針・施策の基本的方向

子ども・若者ビジョン（平成22年7月）

～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～

※ 「子ども・若者ビジョン」は、子ども・若者育成支援推進法第8条第1項に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として作成されたものである。

I 基本的な方針

1 5つの理念

- (1) 子ども・若者の最善の利益を尊重
- (2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- (3) 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- (4) 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- (5) 大人社会の在り方の見直し

2 3つの重点課題

- (1) 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- (2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
- (3) 地域における多様な担い手の育成

II 子ども・若者等に対する施策の基本的方向

1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する

- (1) 子ども・若者の自己形成支援
 - ① 日常生活能力の習得
 - ② 多様な活動機会の提供
 - ③ 学力の向上
 - ④ 大学教育等の充実
 - ⑤ 経済的支援
- (2) 子ども・若者の社会形成・社会参加支援
 - ① 社会形成への参画支援
 - ② 社会参加の促進
- (3) 子ども・若者の健康と安心の確保
 - ① 健康の確保・増進
 - ② 相談体制の充実
- (4) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ① 就業能力・意欲の習得
 - ② 就労等支援の充実

- 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
 - (1) 困難な状況ごとの取組
 - ① ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等
 - ② 障害のある子ども・若者の支援
 - ③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
 - ④ 子どもの貧困問題への対応
 - ⑤ 困難を有する子ども・若者の居場所づくり
 - ⑥ 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援
 - (2) 子ども・若者の被害防止・保護

- 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する
 - (1) 環境整備
 - ① 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - i 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組
 - ii 外部の力も活用した「開かれた学校」づくり
 - iii 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり
 - iv 子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
 - ② 多様な主体による取組の推進
 - i 相談体制の充実
 - ii 民間団体等の取組の推進
 - ③ 関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成
 - i 専門職の養成・確保
 - ii 地域における多様な担い手の育成
 - ④ 子育て支援等の充実
 - ⑤ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - (2) 大人社会の在り方の見直し